制限付一般競争入札の公告

制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年10月22日

江東区長 大久保 朋 果

4 A # 10 D	400				
1. 公告番号 	166				
2. 対象業種	道路舗装工事				
3. 工事件名	東雲二丁目道路改修工事				
4. 工事場所	江東区東雲二丁目8番~9番外1路線				
5. 工 期	73日間				
6. 格 付	Bランク				
7. 工事概要	路線番号: 江511号 区有通路121号 施工延長: 128.7m (江511号) 91.7m (区有通路121号) 施工面積: 2,825㎡ 道路幅員: 9.3~14.7m 舗装工 切削オーバレイエ (t=5cm) 979㎡ 切削オーバレイエ (t=10cm) 1,846㎡ 薄層カラー舗装 (全面) 328㎡ 薄層カラー舗装 (ゼブラ) 128㎡ 交通安全施設工 一式 で設工 一式 下水道局受託工事 一式				
8. 予定価格	62,802,300 円(税込)				
9. 低入札価格調査	予定価格(税抜き)の100分の75以上で、案件ごとに調査基準価格及び失格基準価格を設定する。(江東区契約事務規則第30条第2項及び第3項の規定を準用する)				
10. 入札方法	総合評価落札方式一般競争入札(電子入札)とする。 電子調達システム電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という)による。 ※入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総価額を入力すること。 入札金額の入力の際に、内訳書登録を行うこと。登録した内訳書の内容不備があった場合等は当該入札者の入札を原則無効といたします。				
11. 申請方法	本件は、総合評価落札方式の一般競争入札案件である。申込については、電子入札サービスより行うこと。また、次に掲げる書類について必要事項を記入し、申請書提出期間内(必着)に江東区総務部経理課あて郵送にて提出すること。 (1)施工能力評価点申告書 (2)地域貢献活動実績報告書 (3)配置予定技術者の実績確認書類(施工能力評価点申告書の注意書参照) (4)配置予定技術者の保有する資格認定証明書(資格者証)の写し				
12. 申請書提出期間	令和7年10月22日(水) 午前9時から 令和7年10月29日(水) 午後5時まで				
13. 入札参加資格の決定	入札参加資格の審査結果は 令和7年10月31日(金) 以降に通知する。				
14. 設計図書の配布	令和7年10月31日(金) 頃、ファイル転送システムによる配布または、電子入札サービスの発注図書よりダウンロードすること。※設計図書の配布方法については、電子入札サービスの一般競争入札参加資格確認結果通知書の注意事項を確認すること。				
15. 質問及び回答	質問及び回答については、電子入札サービスの「質問登録・閲覧」により行うこと。 質問登録期間:設計図書受領の日から 令和7年11月14日(金) 午前11時まで 回答閲覧期間: 令和7年11月19日(水) 午後1時までに回答。回答後、入札期限まで閲覧可。				
16. 入札期間	設計図書受領の日から令和7年11月25日(火) 午後4時まで				
17. 開札日時及び場所	令和7年11月26日(水) 午前10時 電子入札サービスで行う				
18. 入札執行回数	10				
19. 最低入札参加者数	1者				
20. 契約保証金	要(契約金額の10%)				
21. 入札保証金	免除				
22. 前払金	有り(契約金額の40%まで、10万円未満切捨て。)				
23. 中間前払金	有り(契約金額の20%まで、10万円未満切捨て。)				
24. 建設リサイクル法	対象工事				

25. 契約条項を示す場所	江東区総務部経理課契約係
	〇江東区内に本店または支店、営業所がある登録業者であること。
26. 入札参加資格条件 (申込み条件)	(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2)江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成28年3月31日27江総経第3281号)に基づ〈指名停止を受けている期間中でないこと。 (3)江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成28年3月31日27江総経第3281号)に基づ〈指名停止を受けている期間中でないこと。 (4)本件の対象業種が江東区の競争入札参加資格申請業種であること。※格付を設定する案件について区内登録業者は同一ランクの工事に加え、直近上・下ランクに応募できます。(ただし単独法人の場合に限る。)※格付を設定しない案件については共同格付において順位が定められていること。※上記公告日現在の共同運営格付による。 (5)協同組合が申込みをした場合、その構成員は同一案件に申込むことはできない。 ※関係会社が同一の案件に申し込むことはできない。 ※関係会社が応募がに事る人での実性に申し込むことはできない。 ※関係会社が定義は、電子入札サービスの「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き」に記載の「関係会社の定義」による。 (6)建設業法に従い監理技術者を設置していては、「監理技術者の事任義務の緩和について」のとおり取り扱う。 通知に基づき特例監理技術者の設置してついては、「監理技術者の事任義務の緩和について」のとおり取り扱う。 通知に基づき特別監理技術者の配置を予定している場合は、希望申請時に「特例監理技術者の配置を予定している場合は、希望申請時に「特例監理技術者の配置を予定している場合を記載を予定している場合は、希望申請時に「特別監理技術者の配置を予定している場合は、係望事請時に「10日末を発えの工事を記していること。 (10)区内に支店、営業所のある事業者が区内業者として入札参加を行う場合は、区の認定から5年が経過していることにだし、平成23年4月1日以降に設置した支店、営業所に限る) (11)申込み数の制限について ①区内に支店、営業所のある事業者が区内業者が区内業権に6件まで申込み可能。申込み時、江東区発注の工事を施工中でない場合、同一業種に6件まで申込み可能。申込み時、江東区発注の工事を施工中でない場合、同一業種に3件まで申込み可能。申込み時、江東区発注の工事を施工中でない場合、同一業種に3件まで申込み可能。申込み時、江東区発注の工事を施工中でない場合、同一業種に3件まで申込み可能。申込み時、江東区発注の工事を施工中でない場合、同一業種に3件まで申込み可能。(いずれの場合もその他の業種は3件まで申込めます)ただし、区内支店・営業所設置20年経過認定通知を受けている事業者に関しては、3件を4件に読み替えることとする。 ※(11)の施工中の件数には、共同企業体や協同組合の構成員として施工している場合も対象となる。
	※(11)の条件について、契約金額1千万円未満の土木・建築工事、5百万円未満の土木・建築工事以外の工事、
	単価契約、特命契約は含まない。 ※申込み後、その入札までに施工件数が増え、当月の申込み可能件数を超えた場合は、申込みを辞退すること。 ただし、他の申込み案件を辞退し、申込み件数が、申込み可能件数内となったときは、辞退を要しない。
27. 施工能力審査内容 及び落札者決定基準	別紙のとおり
	以下のいずれかに該当する入札は無効とする。
	・競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。
	・江東区契約事務規則第5条に定める参加資格を有さないものが行った入札
	・入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。 ・入札時において指名停止期間中である者のした入札。
28. 入札の無効	・入札時において入札等除外措置を受けている期間中である者のした入札。
	・江東区契約担当者によって競争参加資格のあることを確認された者であっても、
	確認後(入札時)において競争入札参加資格のない者のした入札。
	・失格基準価格を設定した案件で、当該失格基準価格未満の金額で応札した入札。
	・予定価格を事前公表した案件で、当該予定価格を超える金額で応札した入札。 ・入札時において入札内訳書の登録のない入札又は入札内訳書の内容に不備のある入札。
	低入札価格調査の対象となった場合は、次に掲げる書類について必要事項を記入し、 <mark>開札日より3日以内</mark> (土日祝日
	除く)に江東区総務部経理課あて郵送(必着)または持参にて提出すること。
29. 低入札価格調査	(1)(様式1)当該価格により入札した理由
提出書類	(2)(様式2)当該入札価格の積算内訳
	(3)(様式3)手持ち工事の状況、手持ち資材の状況
	(4)(様式4)手持ち機械の状況、資材の購入先、労働者の具体的供給
	(5)(様式5)第一次下請の予定業者、配置予定の技術者、過去に施工した公共工事名 (1)入札において、事故がおきたときや不正な行為があると認めたときは入札を中止、
30. その他	又は延期する場合がある。そのときは別途適宜の方法により通知する。 (2)江東区競争入札参加資格を有するものは有効期限までに「東京電子自治体共同運営 サービス」から継続申請手続きを行うこと。
	(3)入札を辞退する場合は、辞退理由を記載すること。 (4)予定価格が3,000万円以上の工事請負契約及び2,000万円以上の工事の設計・調査・測量に係る委託契約は、契約締結後に「労働環境報告書」の提出を必要とする。また、「労働環境報告書」を提出した事業者の一部を対象に、区と社会保険労務士が事業所を訪問し、報告書の記載内容について確認を行う。(詳細は区ホームページに掲載。)

落札者決定基準

件 名 東雲二丁目道路改修工事

1 評価の方法

本件の評価は、価格点、施工能力評価点及び地域貢献点を合計した評価値による。

(1) 価格点の算定

入札価格が低入札基準価格以上の場合:100×(1-入札価格÷予定価格) 入札価格が低入札基準価格未満の場合:

100×(1-低入札基準価格÷予定価格)-[100×(1-入札価格÷予定価格)-100×(1-低入札基準価格÷予定価格)]

(2) 施工能力評価点の算定

施工能力評価点の算定は、工事成績評価点並びに配置予定技術者の資格点及び実績点の合計点によるものとする。

ア 工事成績評価点の算定

(ア) 工事成績点の平均点に応じて、次表のとおり算定する。

工事成績点の平均点	工事成績評価点	工事成績点の平均点	工事成績評価点
35点未満	0 点	71.5点以上72点未満	13.5点
35点以上40点未満	1点	72点以上72.5点未満	14点
40点以上45点未満	2点	72.5点以上73点未満	14.5点
45点以上50点未満	3点	73点以上73.5点未満	15点
50点以上55点未満	4 点	73.5点以上74点未満	15.5点
55点以上60点未満	5 点	74点以上74.5点未満	16点
60点以上65点未満	6 点	74.5点以上75点未満	16.5点
65点以上66点未満	7点	75点以上75.5点未満	17点
66点以上67点未満	8点	75. 5点以上76点未満	17.5点
67点以上67.5点未満	9 点	76点以上76.5点未満	18点
67.5点以上68点未満	9. 5点	76.5点以上77点未満	18.5点
68点以上68.5点未満	10点	77点以上77.5点未満	19点
68.5点以上69点未満	10.5点	77.5点以上78点未満	19.5点
69点以上69.5点未満	11点	78点以上78.5点未満	20点
69.5点以上70点未満	11.5点	78.5点以上79点未満	20.5点
70点以上70.5点未満	12点	79点以上79.5点未満	2 1 点
70.5点以上71点未満	12.5点	79.5点以上80点未満	21.5点
71点以上71.5点未満	13点	80点以上	2 2 点

- (イ) 工事成績点の平均点は、本件工事の公表日の属する年度及びその前3年度内に完了した工事の件数に応じ、次のとおりとする。
 - ① 完了工事件数が3件以上ある場合 直近3件の工事成績点の相加平均点(小数点第二位切り捨て)
 - ② 完了工事件数が1件又は2件の場合 該当する工事成績点の相加平均点(小数点第二位切り捨て)
 - ③ 完了工事が1件もない場合 60点
- (ウ) 入札参加者は、工事成績点について江東区総務部経理課に問い合わせることができる。
- (エ) 工事成績点は、江東区の発注工事のみを対象とする。
- (オ) 工事成績評価点算定の対象工事は、建設工事等競争入札参加資格申請の手引き(東京電子自治体共同運営) 別表2の業種区分で本件発注工事と同一の業種(※1)とする。
 - ※1 発注業種= 道路舗装工事

イ 配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、本件発注工事の建設業法の規定による業種(※2)について1級技術者の場合に3点、2級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。ただし、複数の資格を持つ場合には、上位の資格一つについてのみ評価する。

また、実務経験者(建設業法第7条第2号イ、ロ該当)は、経歴書(任意用式。ただし、従事した工事と期間がわかるもの)を添付すること。実務経験として認める期間は、実際の工事に従事した期間とする。

※2 建設業法上の業種= ほ装工事

ウ 配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、配置予定技術者が同種工事に監理技術者として係わった場合に2点、主任技術者として係わった場合に1.5点、担当技術者として係わった場合に1点、配置予定技術者が類似工事に監理技術者として係わった場合に1.5点、主任技術者として係わった場合に1点、担当技術者として係わった場合に0.5点とする。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

エ 同種工事は、以下の工種・規模以上とする。

CORINS工種区分 アスファルト舗装工事

規模 舗装施工総面積 2,820㎡以上(コリンズの技術データで確認できるもの) 又は、請負金額が予定価格以上(消費税を含む)

オ 類似工事は、以下の工種・規模以上とする。

CORINS工種区分 アスファルト舗装工事

規模 舗装施工総面積 1,410㎡以上(コリンズの技術データで確認できるもの) 又は、請負金額が予定価格の2分の1以上(消費税を含む)

(3) 地域貢献点の算定

地域貢献点の算定は、地域精通度及び地域貢献度の合計によるものとする。

- ア 地域精通度は、次のいずれかとする。
 - (ア) 区内に本店がある事業者 3点(平成24年4月1日以後に新たに区内に本店を設置した事業者にあっては、区内本店としての入札 参加資格の発生日から3年間は0点)
 - (イ) 区内に支店又は営業所を設置して20年以上の事業者 2点
 - (ウ) 区内に支店又は営業所を設置して20年未満の事業者 1点(平成23年4月1日以後に新たに区内に支店又は営業所を設置した事業者にあっては、区長が区内事業所として認定した日から5年間は0点)
 - (エ) 区内の支店又は営業所を本店に変更した事業者で、区内本店としての入札参加資格の発生日から3年を超えたもの 3点(区内本店としての入札参加資格の発生日から3年間は、区内に支店又は営業所を設置して20年以上の事業者にあっては2点、区内に支店又は営業所を設置して20年未満の事業者にあっては1点)
- イ 地域貢献度は、次に掲げるもののうち該当するものを合算した点とする。
 - (ア) 区と災害協定等を締結している場合 1点
 - (イ) 本件工事の公表日の属する年度及びその前5年度内に区の要請に基づく水防、雪害対策等の災害対応実績がある場合 1点
 - (ウ) 区内の本店又は支店・営業所において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ(ステージ2以上)、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上)のいずれかの認証を取得し、本件入札日が認証有効期限内である場合 0.5点

2 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格及び失格基準価格の範囲内であるもののうち、1の評価値の最も高い者を落札者とする。この場合において、評価値の最も高い者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者が低入札価格調査の対象となる場合は、江東区工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱の規定に基づき、低入札価格調査を経たのち、決定する。

3 注意事項

- (1) 提出資料の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、江東区がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (2) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の死亡等、江東区がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。